

令和6年12月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。※医療情報取得加算の算定医療機関
国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

	令和6年12月～
初診時	医療情報取得加算 1点
再診時 (3月に1回)	医療情報取得加算 1点 (3月に1回)

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等のご利用に、
ご理解ご協力をお願いします



seiaikai 医療法人社団 聖愛会 ぎおん牛田病院